

四万十町教育委員会会議録（令和3年5月定例会）

1. 日 時 令和3年5月12日（水）午後3：00～午後5：10

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 3階 委員会室

3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 坂本維子 佐々倉愛 岡 澄子

事務局 教育次長 浜田章克

生涯学習課 課長 林 瑞穂

学校教育課 課長 岡 英祐 副課長 東 孝典

係長 川下房代 教育対策監 中川千穂

教育研究所 所長 野村泰子

4. 傍聴者

1名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 (佐々倉委員)

(4) 議題

①承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）

②議案第1号 四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の改正について

③議案第2号 就学援助認定申請の取り扱いについて

(5) 協議事項

①四万十町立小中学校適正配置計画について

(6) 報告事項

①四万十町少年補導センター少年補導員について

②高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

③5月連休明けの児童・生徒の出席状況について

(7) その他

①教育委員会関係職員名簿・事務分担表について

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和3年5月教育委員会定例会を開催します。

先ほど、辞令交付がありました。石崎委員が任期満了、その後任として岡澄子さんをお招きすることができました。今後、教育委員会事務局体制も含め、また、新たな視点で教育行政のほうを教育委員の皆様と一緒に推進していきたいと思っておりますので、どうか、よろしく願いいたします。

次に、議事に入る前に、教育長職務代理者について報告をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第13条第2項により、教育長が指名することになっておりまして、教育長が別の教育委員を指名するまで、また、教育長が欠けた場合、新たな教育長が新たな委員さんを指名するまでが任期となっています。なお、本町での職務代理者の任期というものは規則等では定めておりませんので、ここで引き続き、横山委員に職務代理者としてお願いをしたいと思います。これはご了承いただくとともに、この場でのご報告とさせていただきますので、どうか、よろしくお願いたします。

早速、議題に入りたいと思いますが、今回は議案第2号及び報告事項の②、③は個人情報を含む案件でありますので、会議を非公開とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 異議のないものと認めて、議案第2号及び報告事項②、③については非公開とします。

それでは、議題に入りたいと思います。承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）、を議題といたします。事務局からの提案、説明をお願いいたします。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）、説明する。）

教育長 : 承認第1号、専決処分の承認について、図書館協議会の委員さんの変更でございます。この件について何か、ご質問等あればお願いをいたします。

先ほどの説明のとおり、小中学校の学校図書主任会長が1年ずつで交代ですので、どうしても、こういう形にならざるを得ないと思います。

それでは、承認第1号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）、提案のとおり、専決処分したことについて承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 全員の承認をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、議案第1号 四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の改正について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第1号 四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の改正について、説明する。）

教育長 : 議案第1号について、事務局より説明がございました。改め文ほか、前回は協議もいただいた案件でもございます。この件について何か、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

この件も特段、ございませんでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第1号、四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補

助執行に関する規則の改正について、提案のとおり、ご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。全員の承認をいただきました。

続きまして、非公開案件もありますので、変更して行いたいと思います。

5番の協議事項に入りたいと思います。協議事項 ①四万十町立小中学校適正配置計画について、ご説明をいたします。

(事務局より、協議事項 ①四万十町立小中学校適正配置計画について、説明する。)

教育長 : 小学校の適正配置計画、主に小学校になりますが、この件について、ご説明をさせていただきました。本年5月1日現在の児童数、そして推計に基づけば、このままでいくと単式は窪川小学校だけになると、全て複式、それも完全複式も出てくる可能性もございます。ただ、それと合わせて、適正配置計画では校舎本体の耐用年数についてもうたっておりますので、耐用年数自体が来る学校もございます。数年すれば、10年以内には来ると思います。そこも含め、今後、今現在の時点での推計の児童数での数字ですので、現在、出生数が70から80人ぐらい、四万十町内で、その人数が推移をしていますが、小学校12校あります。どうしても偏りが出てきますので、その辺も含め、また、学校内部の教育環境、完全複式、複式がどうのこうのではないですけど、複式にならざるを得ないところ。完全複式になると、校長先生含め4人しかいない。4学級になると2名増えます。その差は大きいと思います。そこも含め、環境と人員体制についての検討も、さらに深めないといけません。地域の思いが、小学校は強いですので、先ほどありました、コロナの影響でこういう説明会も十分に北ノ川、大正はできていませんでしたので1年延期をしたことも含め、今後の社会情勢、ニーズも含め、少し、令和6年度に統合しますというには、変更せざるを得ないのかなというところで協議を進めてまいりたいと思います。この件について何か、ありませんでしょうか。

佐々倉委員 : 状況は理解できたんですけども。協議する内容というのは、案1、案2というのを、例えば、このスケジュールでこういうふうには保護者であったり地域に示していくという予定までも含めて協議するんですか。案1、案2というのをどう捉えて、どこを協議したらいいのかというのが分からないんですけども。

浜田教育次長 : 適正配置計画の文書の中でも、窪川地域については窪川小に1つにするというのと、仁井田、松葉川地区に1校ずつ残して、川口と窪川小を窪川小にするという2つの方向を示しています。今の現状から言うと、人数的なことでは窪川小学校に1つにするという計画の中の、2つの中の1つの方向しかないのですが、地域の状況、保護者等を含めた説明会を新たにしながら、また、松葉川地域では松葉川に1校残してもらいたいなどの署名活動もされているようなので、その状況等も踏まえながら選択をしていく、また、計画自体を見直して文言の修正をすべきであれば、していくというふうにしていきたいと思っています。ちょっと様子を見る時間が要るのかなというところですよ。

教育長 : 興津中学校が窪川中学校へ、今度、北ノ川中学校が大正中学校へ行って、この時期にすぐ、令和6年度ということが、なかなか踏み出せないといえますか、難しいと

ころもあります。案1については、先ほど言ったように、現在の計画は計画として策定をしておりますので、令和6年4月に統合とします、というところをどういうふうに変更するのか。計画は計画で、このまま計画として置いておく、対して進め方として地域や保護者との協議により柔軟に対応していくのか、計画自体、文言自体を変更していくのかを含め、内部で協議もしていきたいと思います。また、改めて教育委員会でも委員と一緒に協議をして、なおかつ、変更するのであれば町の本部会等へもかけていきたいというところですね。統合にあたっては1年手前で十分準備などはできるとは思いますが、ただ、何年という締め切りをつくってしまうと、北ノ川中学校が1年延ばした関係もあります。

ということで、協議事項として、今の5月1日の現在の児童数の推計も含め、お示しをさせていただきました。何かありますでしょうか。

横山委員： 統合については、地域も保護者もすごく重大な事案なので、委員会の方向性というか、説明というのは、すごく大事になる。平成30年度に計画が出されて説明もされていたんですね。今のコロナの関係など、そういう状況で、次長が言われたように、文言を変えて、計画など、そういったものをもう一度、整理してみるというのも必要なことではないかなと思います。

それと、委員会が説明をして、十分な説明も大事なんですけども、それ以上に保護者や地域の関係者などが集まって話し合いを、委員会の説明だけで終わり、現場の地域の方々や保護者が十分、自ら話し合いをするというのができなかった、いろんなところでできないような地域も、状況もあったりすることが多いので、委員会が説明をしたら保護者が十分、話し合ってもらえるというか、時間も要ると思います。こっちがボールを投げたら、それに基づいて話し合いというのが、保育所の保護者の方とか、上がってきますので、そういった方々の話し合いもすごく大事になってくるので、時間的な余裕があったほうが、自分はいいいと思います。

浜田教育次長： 言われたように、計画では6年の4月に統合すると書き切っているんです。もう、何の余地もない状況なので、今のコロナの状況で説明を再度、行っていく時間等を考えれば、そこにあまり固執せずに柔軟な対応が必要じゃないかなというふうに思っています。

教育長： 横山委員の言われたとおり、こちらの説明はしますが、その後の地元なりで協議する場が、あまり時間が取れていなかったのも現実であろうかと思えます。そこを含め、新たに見直したあかつきにはもう一度、この計画自体を説明する機会なり、協議する場をつくっていかないといけないと思います。その辺を踏まえて内部で協議も進めてまいりたいと思います。この件についてはよろしいですか。

また、協議案件として提案させていただきますので、よろしく申し上げます。今日は5月1日現在での推計の児童数ということで参考にお示しをさせていただきました。

それでは続いて、6番目の報告事項に移りたいと思います。報告事項 ①四万十町少年補導センター少年補導員について、を報告案件といたします。説明をお願いします。

(事務局より、報告事項 ①四万十町少年補導センター少年補導員について、説明する。)

教育長： 少年補導員の委嘱の案件です。この案件については町長が委嘱をするということで、

この委員会では報告案件として提出をさせていただいております。年度替わりの異動等に伴っての変更等がございます。令和4年3月31日までの任期の途中での変更ということでもあります。この件について何か、ご質問等ございませんでしょうか。

横山委員： 報告ということで、町長が委嘱するということですけど。メンバーに女性がもうちょっといたほうがいいのかと個人的には思います。今、イベントなどでいろいろ、補導も夜間あつたりもすると思いますが女性の方もそういったときにはいたほうがいいので、女性がちょっと少ないかなというふうに思います。

林生涯学習課長： 実際、ご指摘のとおりだと思います。ただ、専任補導員3名中2名が、女性というところで、その部分がある一定、補完できているのかなというところはあるとは思いますが。

横山委員： 専任補導員さんが前を切ってくれているので支障はないとは思いますが。

教育長： 他、ございませんでしょうか。

それでは、少年補導センターの補導員については、名簿のと通りの委嘱となりますので、ご確認のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、7番のその他に移りたいと思います。

その他 ①教育委員会関係職員名簿・事務分担表について、報告をお願いします。

(事務局より、その他 ①教育委員会関係職員名簿・事務分担表について、説明する。)

教育長： 教育委員会関係職員名簿・事務分担表についてお手元に配付させていただいております。一番新しい情報等ですので確認をお願いします。また、町職員の名簿もありますので、これについても教育委員会以外の職員、書いているので、ご利用いただいたらと思います。この件についてはよろしいですか。また、見ていただきたいと思ひます。

以上で、非公開議題案件以外については終了させていただきます。

ここで休憩を取りたいと思ひます。

(小休止)

教育長： それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思ひます。

まず初めに、順番を入れ替えさせていただきます。報告事項 ②高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査について、の報告を事務局からお願いします。

(事務局より、報告事項 ②高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査について、説明する。)

教育長： 小学校、中学校の諸課題・児童虐待に関する調査については、令和2年度の3月末の状況の調査です。先ほどのゴールデンウィーク明けの出席状況については、新たな不登校傾向のある児童生徒もちらほら見えてきたということで、教育支援センターへの相談なり通所届があれば研究所も関わりが持てる所です。先ほど申し上げたとおり、まだ見えていないところが多々あるかと思ひますので、そこは学校内にも行っていただいて、支援できる、サポートできる所は見出していただきたいと思ひ

ますが。この件について何か、ございませんでしょうか。

横山委員： 長期欠席の（３）のところはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めて、校内委員会で行ったという数字が出ていますよね。１２月が３３．３％で、今回、１人増えたんでしょうか、４３％ぐらいになっているんですが、小学校は１００％、この数字で１００に近づけない、理由というのは、前も聞いていたのかもしれませんが教えてください。

中川教育対策監： ご家庭によるんですけどが学校や管理職が保護者の方とつながっているの中で話をしながら対応しているという場合もあると思います。ケース・バイ・ケースで、ＳＣとＳＳＷに全ての案件をかけてはいただきたいんですけども学校によってはたくさんの子どもが対象なので、なかなか、そこに追いついていかずに、本来なら話していたほうがいい子が全ては載せていない可能性があります。保護者とつながっているので、ＳＣ、ＳＳＷにかけるほどでもないという捉えをしている場合もあります。そこに関わっていただくところまで行っていない案件もあるという感じです。

一応、窪中につきましては、心の教育センターが学校支援訪問ということで校内支援会にサポートで、プラスアルファで学校に配置されているＳＣと一緒に、スーパーバイザーといった形でアドバイスをしてくださることになっているので、それをうまく生かして支援会をうまく回せていけたらと思っています。１００が理想です。

教育長： 保護者との連絡は取れているということは基本ですよ。

中川教育対策監： 不登校のお子さんがあるのは、ほとんど窪中ですので、全部といったほうがいいかもしれません。

教育長： 窪川中学校の１年生についても、小学校で何か不登校傾向にあった生徒ですか。

中川教育対策監： 不登校のお子さんがそのまま来てという感じです。

佐々倉委員： 児童虐待で通告した家庭が２家庭、去年度中にあったということですけど、その後はどうなっていますか。

中川教育対策監： 両方ともお母さんがお子さんを叩いたという事案だったのですが、１つのご家庭につきましては、両方とも児相が話をして、１件については何か月間の見守りの時期があり、大丈夫であろうということで解除になっています。件数としては上がってきているので、ここに載せています。もう１件の家庭につきましては、つい先日、しばらく収まっていたんですが、お母さんが、子どもさんが熱もあり疲れて、ご飯も食べずに寝ていた時に、お母さんが帰宅し、ご飯を食べていなかったことで、いきなり足を蹴るということがあり、学校にお子さんから報告が上がり、学校教育課、それから要対協に報告があったということで聞き取りをしております。

対応としては、なかなか、お母さんに変わっていただくのは難しいかなということで、総合的に対応するには成育歴や、お母さんの背景など、どのように育ってきたのかを把握し、対応が要るかなということで、お母さんに、お父さんを通じてアポを取り、お母さんのことについて要対協で聞き取りをしようということで今、動いております。お子さんが複数いるのですが、上のお子さんとも時々、けんかはしているということで、上の人たちはだいぶ思春期で大人にもなってきたので、お母さんに言いたいことも言いながらできるけど、下のお子さんにはその分、時々、叩いたりという行為があるということで対応をしています。

佐々倉委員： お子さんは、登校はきちんとしていますか。

中川教育対策監： 登校はしています。全部のご兄弟が、かわいらしい真面目ないい子です。学校生活は頑張っています。私も聞き取りに行っていたんですけど、なかなか、しっかりとし

た、学年以上にしっかりしているお子さんだなどという印象を受けています。

教育長 : 不登校傾向で、いじめが原因というのは聞いてはいないんですね。

中川教育対策監 : 今のところ、いじめが原因で行けなくなったというのは、こちらは上がっていません。不登校の要因となったと出ているのが、学業や、友達関係がうまくいかない。かといって、友達に嫌なことをされたわけではないのですが、自分の中に入っていない、嫌われている、周りが何かをしたわけでもないのですが、友達関係にうまく自分が入っていない、という悩みを持っている子が学校に行けなくなったりなど、原因が不明という場合もあります。30日、40日、長期間休んでいて、それから全部、学校に登校し始めたという事例もあり、どうして、そういうふうになり始めて、どういうふうに行ったのか分からない事例もあり、家庭のしんどさや、家庭環境が急激に変化をしたというのもありますし、コロナの影響が結構、あるのかなと思っています。何人かの児童生徒については不安定な中にコロナの長期の休みもあり、それをきっかけに行かなくなったというのもあると思います。

教育長 : 小中学校の諸課題・児童虐待に関する調査については資料のとおりで、先ほど報告もあったとおり、新たな事案というところはないと思います。引き続き、児童虐待も含め見守りが必要な家庭もあるようです。このゴールデンウィーク明け、また、特に中学校については夏休み明け等が心配もされる場所もありますので、引き続き学校の見守り、さらには教育研究所との連絡、情報共有もして取り組んでいただきたいと思います。この件についてはよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、戻りまして、議題に入りたいと思います。議案第2号 就学援助認定申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、議案第2号 就学援助認定申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 休憩を進めます。

(小休止)

教育長 : 正常に戻りたいと思います。

議案第2号 就学援助認定申請の取り扱いについて、はもう少し調査等も必要なことから、次の定例会に議案として回ささせていただきたいと思いますので、今日はこの議案については保留ということでご承認をいただきたいと思います。事務局、また、本人、世帯からの状況もお聞きして、特別な事情というところを明確にしていきたいと思いますので、保留ということでお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続いて、協議事項 ①四万十町立小中学校適正配置計画について、もう一度、説明をさせていただきますのでお願いします。休憩にしたいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に戻しまして、議題、協議事項、報告事項を終了いたします。

その他について、日程についてですが、6月定例会を6月8日火曜日午前9時からを予定したいと思いますのでよろしくお願いします。また、高岡地区市町村の教育委員会連合会で各部会の総会がありますが、5月20日に学校教育部会と教育支援部会があります。申し訳ないのですが、急遽、昨日、学校教育部会36人で、佐川町で行うのですが、密になるので、2名までにしていただけないかということで、昨日、高岡地区の教育長会で了解を得て、今度、学校教育部会が来年度、うちが事務局になりそうなので、研指と、自分が副部長なので、田邊先生と2人で行ってきますので、お留守番をお願いします。

佐々倉委員 : 分かりました。

教育長 : 教育支援部会は日高でしたけど、中土佐に変更になりました。これは岡委員にお願いをしたいと思います。人権社会教育部会は越知町です。これは日程が決まっています。また、連絡をさせていただきます。

教育委員の夏季研修を7月9日は決定をしています。午後だということです。越知町で、GIGAスクール構想の関係で越知町の取組、事例を見ていただきたいということで、この日程を押さえておいていただきたいと思います。あと、人権サミット、そして、秋季の研修会も調整中。高岡教育総合フォーラムは10月16日で決定はしているそうです。高岡地区の地教連の各部会の総会が終わったら、また研修等が入ってくると思います。学校教育部会は佐々倉委員、人権社会教育部会は横山委員、坂本委員、教育支援部会は岡委員でお願いをしたいと思います。

計画の中で県外研修がどうなるか分かりませんが、なかなか今、難しいところですけど。計画決定次第、ご連絡もいたしますので、特に佐々倉委員は部会に出席できませんので、後日、ご連絡をいたします。

その他、下に書いています、今度は県の市町村の連合会のほうはこういう日程で今のところある予定です。教育委員会の視察研修等についても、どうなるか分かりませんが、町の行事についても、コロナの状況で変更があります。不確定な要素もありますけど、今日の段階の予定表ということですので、お願いをしたいと思います。

全委員 : はい。

教育長 : 以上をもちまして、5月定例会を閉会したいと思います。

(閉会)

6月の定例委員会予定 令和3年6月8日(火)

教育長 : _____

署名人 : _____